

# 元禄享保期における大村藩財政

柴 多 一 雄

## Abstract:

A debt in Nagasaki was important in Omura-han of the establishment period, but Osaka market becomes important in Keian (1648 ~ 1652) period later, Nagasaki market comes to supplement Osaka market. This paper analyses the later Omura-han finance. In Genroku (1688 ~ 1704) period, a debt from the Fukazawa family, whaling industry person in the territory, supported Omura-han finance, but in Kyouhou (1716 ~ 1736) period, the management of Fukazawa family failed by the default of Omura-han, and the financial administration of Omura-han that couldn't borrow money any more from Fukazawa family fell into a confusion state.

**Keywords:** finance, Omura-han, Fukazawa family

## はじめに

大村藩の藩財政成立過程において長崎借銀が果たした役割について考察した小山幸伸氏は、近隣の大名にとって長崎市場は、貿易・金融の両面から領主財政を支えるものであり、藩財政の成立過程においても重要な機能を果たすと指摘し、大村藩では、在地家臣団に及び長崎借銀を藩財政の中に組み込むことによって藩財政の成立をみるが、藩財政の成立は長崎の市場としての位置を相対的に低下させ、慶安期(1648 ~ 52)以降は大坂の比重が増加して大坂市場の補完的存在となる。<sup>(1)</sup>と述べている。

本稿は、その後の大村藩財政について、特に元禄から享保期(1688 ~ 1735)を中心に、大村藩の借銀と財政運営について検討しようとするものである。

## 1. 元禄期の大村藩財政

天和2年(1682)、大村藩は新たに藩財政を主管する出納増減奉行を置き、根岸六郎左衛門を任命した<sup>(2)</sup>。藩財政を主管する出納増減奉行の設置は、寛文期(1661 ~ 73)以降顕著となっ

(1) 小山幸伸「大村藩藩政確立過程と長崎借銀」『日本歴史』549号 1994年。

(2) 『九葉実禄』第1冊75頁。元禄2年(1689)12月、出納増減奉行は元締役に改められ、別に出納役が置かれている(『九葉実禄』第1冊97頁)。

てきた藩財政の窮乏と家臣の困窮が重要な政治課題となってきたことを示している。

貞享元年(1684)正月、出納増減奉行根岸六郎左衛門は、近年各地に堤塘(溜池)等の灌漑設備が造られ、下田が上田となるなど生産力が増しているとして、検地を行い、生産力を正確に把握して年貢を増徴し、知行地は生産力の上昇に応じて知行高を増すことを提案した<sup>(3)</sup>。

この検地は元禄8年(1695)に終了した。検地終了から2年後の元禄10年(1697)の「元禄年中御物成都合之目録之事」<sup>(4)</sup>によると、大村藩の総石高は50,037石9斗1升1勺となっており、寛永検地の42,730石余より約7,300石、寛文改高の44,548石7斗3升9合6勺より5,489石1斗7升5勺増加している。寛永検地の際は14,756石余の打ち出しが行われていたことと比較すると増石は半分以下であり、幕末の総石高が59,060石7斗6升5合3勺4才<sup>(5)</sup>であったことを考えると、新田開発による増石がすでに限界に達しつつあったことを示している。

元禄10年(1697)における大村藩の財政収入は次のようになっていた。まず、元禄検地後の大村藩の石高(内検都合)は、表1のように50,037石余で、このうち古高が44,548石余、新

表1 元禄10年(1697)の石高

区分	石高
	石斗升合勺
古高	44,548.7396
新高	5,489.1705
新田	2,433.7287
改出	1,529.9815
私領新地	1,525.4603
内検都合	50,037.9101

【注】「御領内御物成諸運上都合目録」  
(『大村見聞集』p552)より作成。

高が5,489石余となっており、新高の内訳は新田2,433石余、改出1,529石余、私領新地1,525石余となっている。これを支配別にみると、表2のように、蔵入26,144石余、新田2,433石余、水主地387石余、私領(知行地)21,072石余となっており、私領の総石高に対する比率は42%となっている。新田と水主地は蔵入地ではあるが、新田は「出納方二納、御蔵方二不入」とあるように、出納方の管理下にあり、その納物(年貢)8,369俵余は蔵入とは別に扱われた。また水主地は「但水主銀、納銀高諸運上納所二記ス」とあるように、運上として処理された。したがって、蔵入からの年貢収入は、本石・夫石・口米を合わせた粍88,120俵余となり、これから表3のように扶持切米として家臣に支給される粍16,773俵余や諸役所の経

(3) 『九葉実禄』第1冊78頁。

(4) 『大村見聞集』552頁。

(5) 『大村郷村記』第1巻24頁。

表2 元禄10年(1697)の支配別石高

区分	石高	納  籾	本石納	夫石納	口米納
	石斗升合勺	俵斗升合	俵斗升合	俵斗升合	俵斗升合
蔵入	26,144.6943	88,120.093	77,317.229	9,256.057	1,546.107
新田*1	2,433.7287	8,369.170	7,717.002	96.282	142.186
水主地*2	387.3331				
私領	21,072.1540				
侍中	17,121.4610				
長柄足輕	1,404.9969				
諸職人	392.7117				
寺社	428.1282				
合計	50,037.9101				

\*1 出納方二納，御蔵方二不入

\*2 但水主銀，納銀高諸運上納所二記ス

【注】「御領内御物成諸運上都合目録」(『大村見聞集』p552)より作成。

表3 元禄10年(1697)の蔵納の内訳

区分	籾数
蔵納	俵斗升合 88,120.093
知行代(扶持切米)	16,773.075
日扶持方	980.000
水主切米	1,454.000
諸役所渡り	8,110.000
不定払*1	3,950.000
合計	31,267.075
(引残籾)	(56,853.018)
引残米	28,426.160

\*1 但，江戸行御合力，御在所御合力并  
村普請庄屋賄，其外色々二入

【注】「御領内御物成諸運上都合目録」  
(『大村見聞集』p552)より作成。

費の籾8,110俵など，籾31,267俵余を差し引いた籾56,853俵余，米にして28,426俵余が最終的な蔵入収入となる。

表4は，この最終的な蔵入収入を米1俵＝銀15匁で銀に換算したものに小物成・諸運上を加えた元禄10年(1697)の全財政収入を示している。小物成・諸運上は合計銀177貫147匁余が計上されているが，そのうち約4分の1の銀41貫712匁余は現物等で納められており，蔵入米の代銀426貫398匁に小物成・諸運上の銀納分135貫目435匁余を加えた銀561貫833匁余がこ

表4 元禄10年(1697)の藩財政収入

項目	銀	備考
蔵入米	貫  分 厘 426.398.00	米28,426俵 1斗6升(1俵15匁替え)
切畠小麦納	19.886.45	小麦1,729俵7升7合(1俵11匁5分替え)
日干茶納	1.048.50	日干茶4,194斤(1斤2分5厘替え)
戸町切畠納	1.435.63	蔵方二納
塩釜納	934.27*	塩406俵6升1合(1俵2匁3分替え)
水手銀納	13.944.87*	
郡役銀納	23.226.40*	郡役夫23,226人4合(1人前1匁)
胡麻納	2.346.40	胡麻29石3斗3升(1升8分替え)
煎茶納	390.00*	茶195斤
蘭畳納	394.00*	畳197枚
萱畳納	626.40*	畳783枚
家別苧納	2.196.07*	苧175貫686匁(1斤2匁替え)
地料納	2.096.13	
山林運上納	5.925.62	
樹木運上納	2.340.00	
薪山手銀納	6.495.55	
駄口納	1.010.30	
酒場運上納	2.681.00	
柶場運上納	910.45	
帆別納	1.576.37	
豆腐運上納	125.00	
十分銀納	20.944.48	山方・船方より納, 5分充
不定万納	17.878.10	外海・内海網釣色々
皿山釜運上納	1.545.00	
皿山荷運上納	11.438.40	
突鯨運上納	9.460.00	
役目銀納	26.292.48	
計	177.147.87	
	41.712.01	色々二而納分(*印)
残	135.435.86	銀納分
合計	561.833.86	

【注】「御領内御物成諸運上都合目録」(『大村見聞集』p552)より作成。

の年の全財政収入となっている。

ところで、元禄検地が終了した元禄8年、藩主純長は朝田三郎兵衛・朝永郷左衛門を大村に下し、藩財政の窮乏に対処するため「御銀子御才覚之儀」について協議させている。これに対し御城番・者頭・惣馬廻は、5月18日、家老の大村彦右衛門と朝田三郎兵衛に対し、

「別二心付無御座候」と回答し、「此節之儀二御座候間、御遣方余力ニ茂罷成候ハ、我等二被下置候知行洗与成共被召上飢繫申まで二可被仰付候」と、知行の召し上げという非常措置に言及しながら、「自今以後御遣方御格式を御究被御遊御勝手御取続被成候様奉存候」と、支出は計画的に行うように求めている<sup>(6)</sup>。また、手合衆・奉行衆に対し、家老の大村彦右衛門が元締役根岸六郎左衛門とともに江戸に登って対応するように上申し、彦右衛門が江戸に行くのが難しければ、「六郎左衛門儀者兎角不被差越候而者不相叶儀と存候」と述べている<sup>(7)</sup>。江戸での出費が藩財政窮乏の最大の要因であり、江戸での支出削減を行う必要を指摘しているのである。

## 2．鯨組深沢家と大村藩財政

こうした元禄期の厳しい藩財政を支えていたのは捕鯨業者の深沢家であった。「新撰土系録」<sup>(8)</sup>等によれば、初代深沢儀太夫勝清は、紀州太地で捕鯨法（突捕法）を学び、寛永2年（1625）に壱岐勝本、大村領松島で突組による捕鯨業を始め、大村領平島、江島、五島魚目にも漁場を拡大し、さらには筑前や長門にまで進出して全国屈指の財をなした。慶安3年（1650）には大村に天台宗円融寺を建立したほか、浄土宗長安寺の本堂等を寄進し、池田郷真言宗宝円寺の堂宇を改修した。また、万治年間（1658～61）には大村に本陣を建設し、寛文3年（1663）には野岳に大堤を築造して4,000石ともいわれる新田を開発した。深沢の姓は、これらの功により第4代藩主大村純長から与えられたものである。

寛文3年（1663）3月に勝清が死去すると、勝清には子供がなかったため弟の勝幸が跡を継いだ。第2代深沢儀太夫勝幸は、延宝6年（1678）五島魚目で網掛突捕法を試行し、貞享元年（1684）には壱岐勝本で本格的に網掛突捕法を開始した。網掛突捕法はそれまでの突捕法よりも早く確実に鯨を捕ることができたため、莫大な利益をあげることができた。延宝7年（1679）には郡村本倉に堤を築いて新田を開発し、延宝8年には江戸久保町の水野氏宅地1,783坪余を購入して藩に献上している。

第2代深沢儀太夫勝幸が元禄7年（1694）に死去すると、勝幸の長男勝直は本家を継いで平島を拠点とし、次男儀平次重昌は初代儀太夫勝清の養子となって蠣浦を拠点としており、長女の婿今井源太左衛門勝直の二男与五郎幸可は元禄8年に松島に移って、深沢三家が成立した。

一方、次女の婿深沢貞右衛門勝之（沢田右衛門兵衛頼利の四男権十郎）は、元禄6年（1693）2月に勝幸に与えられていた10人扶持を相続して馬廻に取り立てられ<sup>(9)</sup>、のちに波佐

(6) 『九葉実録』第1冊108頁。

(7) 『九葉実録』第1冊109頁。

(8) 「新撰土系録」15中 大村家史料502-51。

(9) 『九葉実録』第1冊102頁。

見村において請地38石を与えられた<sup>(10)</sup>。貞享4年(1687)には、「汝等積年公ニ奉スル其志感スルニ勝ヘス、弥二兵衛(勝直)嘗テ其拓地二子一人ヲ置ント請ヘリ、今之ヲ許シ士族ト為ン」<sup>(11)</sup>と、第3代儀太夫勝直の子浅井次右衛門(のち深沢弥次右衛門勝貞)に江串村・千綿村の新田234石が与えられて馬廻末席となり、儀平次重昌の子深沢清助昌往も江串・三浦村の新田200石を与えられて馬廻末席となった<sup>(12)</sup>。また、与五郎幸可の女婿深沢惣兵衛興勝(根岸六右衛門直矩の二男)も幸可が拝領した150石を相続して馬廻末席となる<sup>(13)</sup>など、三家からも次々と家臣に取り立てられていった。

大村藩の深沢家からの借銀の史料上の初見は、寛文2年(1662)2月に大村藩が初代深沢儀太夫勝清に金2,000両(銀120貫目)の借用を依頼したときのものである<sup>(14)</sup>。このとき勝清は、「式千両程は安御事御座候得共」「当分御銀子手二廻兼申候」と、すぐには2,000両の用意ができなかったため、儀太夫の名義で純長の実家の旗本伊丹家から一時的に借り入れることになったが、伊丹勝長が駿河代官一色直正に殺害されたため、急遽領内の町人に割り付けることになり、勝清親子からは銀25貫目を借り入れている<sup>(15)</sup>。

もっとも、寛文3年(1663)のものと思われる「覚」によれば、この時期の大村藩は、表5のように、主に長崎の高木作右衛門や大坂の天王寺屋<sup>(16)</sup>それに京都から借銀を行っており、深沢家からの借銀はみられない。また、延宝8年(1680)には、次の史料のように、大村藩は長崎で借り入れた銀100貫目を返済するため、浅井弥次兵衛(第2代深沢儀太夫勝幸)に江島・平島・松島・崎戸の鯨組4組の鯨運上を、翌年から5年間、定請銀として毎年銀30貫目ずつ、合計銀150貫目を納めるように命じている<sup>(17)</sup>。

#### 五年元捨銀借用仕候事

一銀百貫目八

本銀也

右之銀御自分長崎二而被致借用江戸へ被差越候儀明白実正也、此銀来西ノ夏より丑ノ四月迄五ヶ年之内、毎年三拾貫目宛都百五拾貫目、江ノ嶋・平嶋・松嶋・崎戸鯨組四組之定請銀三拾貫目直二相済可被申候、為後日仍如件

大村彦右衛門印

(10) 「新撰土系録」15中 大村家史料502-51。

(11) 『九葉実禄』第1冊87頁。

(12)(13) 「新撰土系録」15中 大村家史料502-51。

(14) 『大村見聞集』735頁。

(15) 『大村見聞集』759頁。

(16) 寛文3年4月8日には天王寺屋五兵衛から銀30貫目を借用している(「借用申銀子之事」彦右衛門文書112-24)。

(17) 貞享2年(1685)7月、勝幸は、この年までの6年間、純長の4男幾之進(純庸)と5男万之丞(寿員)の御用銀を含めて、毎年銀30貫目ずつ上納し、大村藩が長崎から借り入れた銀100貫目を皆済したが、その間、不漁により運上銀では不足したため、銀70貫799匁を深沢家が負担したと述べている(『九葉実禄』第1冊82頁)。

表5 卯3月～辰2月江戸・大村遣銀覚

銀	項 目
貫目	
150	高木作右衛門へ借用
50	天王寺屋元捨
66	元捨
30	天王寺屋取替
20	波佐見山請銀
10	田中加兵衛上ノ時
30	高尾六左衛門上ノ時
30	福田形右衛門下代上ノ時
20	福田形右衛門上ノ時
7	大坂にて大豆代
100	京にて権右衛門借り銀
30	御在所迄ノ道中銀, 大村彦次郎上ノ時
60ほどか	御在所御遣銀, 卯年中大積り
(158.633)*1	
603	合 計
(701.633)*2	

\*1 御在所御遣銀の訂正額

\*2 御在所御遣銀訂正額による合計

\*1, \*2とも虫食い・抹消のため, 史料中の「納り方二過上」の数字から計算により求めた。

【注】「覚」(彦右衛門文書112-44)より作成。

延宝八年申十月十八日

大村内匠印

浅井弥次兵衛殿<sup>(18)</sup>

こうしたことから、寛文・延宝期における大村藩の主な借銀先は長崎・大坂・京都であり、深沢家はこれを補完する関係にあったものと考えられる。

天和2年(1682)6月に家臣が藩のために銀200貫目を借り入れることを協議した際には勝幸親子もその場に呼ばれ<sup>(19)</sup>, 勝幸は、「八拾貫目之儀は大坂・長崎之屋敷書入可申, 其余は不定二奉存候へ共才覚仕借見可申」<sup>(20)</sup>と請け合っており、深沢家の存在がしだいに大きくなってきていることがうかがえる。

これ以後、大村藩が深沢家から借り入れた借銀は、現在証文が残っているものだけでも表

(18) 「五年元捨銀借用仕候事」大村家史料209-28。

(19) 『九葉実禄』第1冊75頁。

(20) 「諸事要集素書」二 大村家史料204-30。

6のようになっている。このうち、貞享3年(1686)3月25日に借り入れた銀100貫目は、「江戸御作事若殿様御祝言為御用意」<sup>(21)</sup>借り入れたものであるが、財政難のため当分返済できないとして、上鈴田村の蔵入地200石を預け、その年貢で利息のみ支払い、元銀の100貫目を返済したときにこれを返させるとしている。

表6 貞享3年(1686)～元禄10年(1697)の深沢家からの借銀

年 月 日	借銀高			目 的	出 典
	銀	金	米		
貞享3年3月25日	100	両	俵	御用	大村家史料209-31
貞享4年11月12日	135		5,000	御用	大村家史料209-37
元禄2年閏正月14日	150			御用	大村家史料209-2
元禄2年9月28日	200			御勝手方差問	大村家史料209-15
元禄6年12月18日	200			御用	大村家史料209-16
元禄9年12月28日		700		おすて様御縁組	大村家史料209-26
元禄10年正月18日	48			御姫様御用	大村家史料209-8
元禄10年閏2月18日	35			御用	大村家史料209-3
合 計	868	700	5,000		

貞享4年(1687)11月12日に借り入れた銀135貫目と米5,000俵は、銀135貫目は年1割の利息で翌年から3年間で元利とも返済し、米5,000俵も翌年から3年間で「元俵」を返済するとしているが、これらの返済は家臣が納める二部役目と出納方の管理下にある検地によって打ち出された物成で行われることになっていた。

元禄2年(1689)閏正月14日に借り入れた銀150貫目は、年1割の利息で、松原村の蔵入地1,000石と出納方の繰り合いによって同年暮れから返済することになっていたが、同年9月28日に借用した銀200貫目は、5年後の元禄7年から3年間で返済することとし、その間、利分として上鈴田村の蔵入地400石を預けている。また、元禄6年(1693)12月18日に借り入れた銀200貫目は、年1割の利息で、翌元禄7年から毎年米4,000俵ずつ出納役所(出納方)から返済するとしている。

このように、元禄期の大村藩の深沢家からの借銀は、現在証文が残っているものだけでもかなりの額にのぼっており、総額では銀1,000貫目を超えていたものと思われる。元禄10年(1697)の大村藩の財政収入は、さきにみたように小物成・諸運上銀を入れて銀561貫目余であったから、深沢家からの借銀は大村藩にとってきわめて重要な意味をもつようになっていたのである。

宝永2年(1705)9月、藩主純長は隠居時の「御献上金并御進物金」を見積もっているが、その総額は銀100貫541匁にのぼっており、これ以外に嫡子純尹家督時の「御礼祝儀物」が約

(21) 『九葉実録』第1冊83頁。



100貫目見込まれていた。そして、「合式百貫五百目程は兎角入申積二而」「百貫五百目は儀太夫二是非無心申候、無左候得者、家相続なき事二候間、此節儀太夫情出候様二申度候、有無二無心申事候、筑後守（純尹）祝儀銀百貫目は京銀二而も借り可申候」<sup>(22)</sup>と、隠居の費用の銀100貫目余は有無を言わず深沢家に出させると述べており、深沢家は大村藩の意のままになるきわめて都合のいい借り入れ先と認識されていたことがわかるのである。

### 3．第4代藩主大村純長の死と大村藩財政

宝永3年(1706)8月21日、第4代藩主純長が死去し、10月29日に純長の嫡子純尹が第5代藩主に就任した。純尹が藩主に就任した翌年の宝永4年9月、純尹は、旗本戸田土佐守忠章を通じて忠章の兄で老中を退いたばかりの秋元但馬守喬知に、老中大久保加賀守忠増に儉約を願い出ることを打診している。

その理由は、大村藩の朱印高は27,000石であるが、内検高は「浮所務」まで入れて60,000石余ある。しかし、近年は「浮所務」が以前のように納まらなくなった。家臣が多く、知行地が30,000石程もあり、領内での費用が15,000石必要であるが、10年来の不作のため困窮し、救済のための費用が増加している。長崎蔵屋敷、異国人船筋19ヶ所番所、遠見番・人夫・水主等の賄い、唐船挽船など、長崎警備のため毎年44,000人余、3,000石余を負担しているが、近年は物価が高くなり、その費用も増大している。10年前までは、「鯨漁仕候町人」に頼って藩財政のやり繰りをしていたが、近年は鯨が捕れず経営が苦しくなって頼ることができない。以前は領内の者が長崎で商売をして景気もよく、領内の海山その他の「浮所務」も多かったが、近年は長崎が衰微して商売も不振となり、毎年10,000石余の「浮所務」が不足して領内での財政運営ができなくなっている。これらのため、江戸・上方での借金が50,000両余にもなり、借金の相談をすることもできないというものであった<sup>(23)</sup>。

こうした純尹の打診に対し、戸田忠章から純尹の叔父の旗本有馬純珍（純長の継室亀の弟、越前丸岡藩主有馬一準の叔父）を通じて秋元喬知の内意が純尹に伝えられた。戸田忠章によれば、秋元喬知は、純長の代には父子で参勤交代を行っていたが、いまは純尹が行っているだけで、純長のときよりも財政的な負担は軽くなっているはずであり、家督直後で新たな物入りとなるものがないのに不如意を申し立てているのではないかと不信感を示し、純尹の伺いは承知しがたいと述べたというのである<sup>(24)</sup>。

これに対し純尹は、「亡父代二用事相達候者共、借金多候付而代替二大形断申、其上知行納等已前之通無之」と、純長代に藩財政を支えていたものの借金が多くなったため代替わりを機に出銀を断り、年貢も以前のように収まらなくなったと純珍に内情を説明したが、秋元

(22) 『大村見聞集』952頁。

(23) 『大村見聞集』954頁。

(24) 『大村見聞集』955頁。

の意向を知った純尹は老中大久保忠増に儉約を願い出ることは取りやめ、「内証二而儉約」を行うことにした<sup>(25)</sup>。「亡父代二用事相達候者共」=純長代に藩財政を支えていた深沢家の借金が多くなり、代替わりを機に出銀を拒否したことが財政危機の大きな理由であったのである。

しかし表7のように、宝永4年(1707)暮れまでに根岸六郎左衛門が調達先は不明であるが銀100貫目を持参したのをはじめ、銀113貫目余を長崎為替で送り、播州薪前納銀40貫目、炭方前納銀33貫目、米代銀267貫目余を用意し、さらに銀140貫目を借り入れるなど、合計銀693貫目余を助松屋に渡し、これを受けて助松屋は、翌宝永5年3月までに銀350貫目余を宝永4年の暮れの支払いのため江戸へ送り、銀104貫目余を諸方借銀の利払いとし、銀25貫目余を大坂役所入用銀、銀70貫目程を助松屋三郎太郎の借銀の利息銀、銀100貫目を翌年正月から4月まで5ヶ月(閏正月を含む)の江戸送金、8貫目余を深沢家質の4月までの利払いに当てるなどして、なんとか危機的な状況を脱したのである。

助松屋は、貞享4年(1687)11月15日に助松屋利兵衛が大村藩の掛屋として銀40貫目の預かり手形を振り出しており、この頃までに大村藩の掛屋に就任していたことがわかる<sup>(26)</sup>。助

表7 宝永4年(1707)暮～同5年3月の資金繰り

銀	項 目
貫 匁 分	
100 .	根岸六郎左衛門殿御持参
113.222	御在所より御仕登、長崎為替二而
40 .	播州薪前納
33 .	炭方前納
267.159.6	御米代
140 .	亥ノ暮新御借銀
693.381.6	合 計
350.840	江戸御暮払二差上
104.548	諸方御借銀利払(内47貫350目八元銀之内二済)
25.500	大坂役所入用銀二請ル
70 . 程	三郎太郎方利払之積
100 .	正月より4月迄5ヶ月御賄銀、江戸へ差上
8.500程	深沢家質ノ利払、4月迄之積り
659.388	合 計 3月迄二出ス分
33.993.6	残銀
16.240程	鴻池屋方・平野屋方来ル4月利払二出ス積
12 . 程	深沢家質、5月より10月迄、毎月之利払差出ス筈

【注】「亥ノ暮助松屋江渡り銀之覚」(彦右衛門文書103-30)より作成。

(25) 『大村見聞集』956頁。

(26) 境淳伍「十人両替「助松屋利兵衛文書」について」『大阪の歴史』57 2001年。

松屋利兵衛は、寛文10年(1670)に十人両替の一人に選ばれており、大坂の有力な両替商であった。塩干魚商から両替商に転じたといわれ、新靱町に屋敷を有していた。この頃、大村藩の大坂蔵屋敷は海部堀三丁目にあったが<sup>(27)</sup>、海部堀は新靱町・新天満町の塩干魚商人が荷物を運ぶ道筋にあたり、雑喉場魚市場にも近いことから塩干魚商人が多く住んでおり、ここに大村藩が蔵屋敷を置いたのは捕鯨業者であった深沢家との関係によるものであったと推測される。また、助松屋利兵衛の屋敷があった新靱町は海部堀の東隣にあり、大村藩と助松屋との関係も深沢家との繋がりによるものと考えられる。元禄8年(1695)3月に大村藩は阿波の鵠屋甚兵衛以下140人を招いて茅瀬山で炭を焼かしているが、このときも助松屋が銀主としてかかわっている<sup>(28)</sup>。元禄15年(1702)に第2代利兵衛が30歳で急死すると、養子の久松と利兵衛が引き取って育てていた従弟の孫左衛門の子三郎太郎との間で家督争いが生じ、久松が利兵衛家の家督を相続することになったが<sup>(29)</sup>、宝永5年(1708)の大村藩の江戸仕送りは三郎太郎が行っており、利兵衛家の家督は久松が相続したものの、大村藩の掛屋業務は別家として独立した助松屋三郎太郎が引き継いだものと考えられる。

宝永4年(1707)の財政危機はなんとか乗り切った大村藩であったが、翌宝永5年3月には再び資金繰りが苦しくなってきた。宝永5年3月18日付けの助松屋三郎太郎の書状<sup>(30)</sup>によれば、前年の冬に根岸六郎左衛門と資金繰りについて相談し、宝永5年春に返済する借銀や国元からの送銀などを確認したが、国元からの銀子が約束どおり送ってこないで江戸への送金ができないというのである。

宝永4年冬に見積もられた宝永5年の必要経費は、江戸御月賄銀200貫目(正月から10月まで閏月とも11ヶ月、ただし7月盆払銀は国元より御登せ)と「鴻池方御証文仕替之節御渡被遊筈之御利足、深沢殿家質之利、御役所銀三口之入用」銀60貫目の合計銀260貫目で、これには御炭方前納銀40貫目、前年の冬に約束した金屋吉右衛門取次の借銀30貫目、助松屋利兵衛からの借銀20貫目の銀90貫目などをあてることになっていたが、金屋吉右衛門の借銀30貫目はまだ調わず、御炭方前納銀40貫目は大坂聞番の喜多助右衛門が余分に取り立てたため不足して江戸御月賄には使えない状態になっていた。

また、昨年冬の根岸六郎左衛門との話し合いで助松屋は、今年の春に国元から送られる米代銀52貫目余、田島助次郎(深沢与五郎幸可)が昨年7月中に送ることになっていた延引銀30貫目、神戸・二ツ茶屋・播磨3所の前納銀60貫目の合計銀140貫目余を見込んで、塩屋善五郎から銀30貫目(4月切)、川端屋三右衛門から銀40貫目(3月切)、播磨屋太兵衛から銀20貫目(3月切)、小橋屋三郎太兵衛から銀50貫目(3月切)の合計銀140貫目を借り入れており、その利息銀11貫目を加えた銀150貫目余が助松屋の負債となっていた。

(27) 「懐中難波雀」『大阪市史料』第53輯26頁。

(28) 『九葉実録』第1冊108頁。

(29) 境淳伍「十人両替「助松屋利兵衛文書」について」『大阪の歴史』57 2001年。

(30)(31) 「口上」彦右衛門文書112-23。

これに対し大村藩は、銀70貫目を助松屋に渡すことにしたが、それでも銀80貫目が不足し、これに御炭方前納銀40貫目を合わせると合計銀120貫目、さらに高役金の銀33貫目余を合わせると銀153貫目余が不足することになり、これでは来月からの江戸への送金ができないとして、助松屋は大村藩に江戸御月賄銀を国元から送るように求めたのである。

宝永5年3月における大坂での借銀は表8のように銀1,380貫目余、利息を加えると1,530貫目余に及び、そのうちの半分近くが助松屋三郎太郎からの借銀であった。また、小橋屋・塩屋・川崎屋・播磨屋4軒からの借銀のように大村藩のために助松屋が自分の名義で借り入れたものもあり、助松屋としては国元からの送銀がなければ江戸への仕送りができない状況になっていたのである。

表8 宝永5年(1708)3月の大坂借銀

銀	項 目
貫 目	
618.500	助松屋三郎太郎方
300.000	同利兵衛方
151.000	小橋屋・塩屋・川崎屋・播磨屋四軒之御借銀
175.000	鴻池屋方口々
63.800	平野屋又兵衛方
27.000	助松屋利兵衛・村岡千右衛門方
45程	助松屋三郎太郎方当暮迄鴻池方深沢家質之利扱役所銀入用之分
(マ マ)	
1,380.800	合 計
150余	利
1,530.800余	合 計

【注】「大坂借銀之覚」(彦右衛門文書103-33)より作成。

この時期、大坂では、「大坂表銀詰り八去年四国・西国・上方大地震、諸国とも二札遣御停止、大風、何角打続、一切銀子不通用二而御座候、其上当春諸国之御役金、又々御返納米、彼是二而、当春之銀詰り、旧冬<sup>ろ</sup>調兼申候、金銀所持仕候者も諸方之御返済延引仕候故、手廻り不申候」<sup>(31)</sup>とあるように、宝永4年10月4日の大地震と津波によって1万人以上が死亡し<sup>(32)</sup>、10月13日には札遣い禁止令が出されて50日以内に藩札の通用を停止することが命じられ、11月23日には富士山が噴火して、翌宝永5年閏正月7日には降灰除去のため全国から高100石につき2両を臨時に徴収する「諸国高役金令」が出されるなど<sup>(33)</sup>大事件が相次ぎ、金融市場は収縮して市中からの借り入れが困難な状況になっていた。

この時期の大村藩の財政は、深沢家と助松屋を中心とする大坂の商人によって支えられて

(32) 『大阪編年史』第7巻47頁。

(33) 大村藩は、宝永5年3月26日に559両を納付している(『九葉実録』第1冊139頁)。

いたが、深沢家からの出銀が滞る一方で、金融市場が収縮し、資金繰りが困難になった助松屋は江戸への送金ができなくなったのである。

#### 4．深沢家からの借銀の整理

大村藩の深沢家からの借銀は、まえにみたように元禄期にすでに1,000貫目を超えていたと思われるが、宝永期には表9のようにさらに銀1,000貫目を超える借銀が加わっていた。

表9 宝永元年(1704)～宝永4年(1707)の深沢家からの借銀

年月日	借銀高		目 的	出 典
	銀	金		
宝永元年9月2日	280	両	御用	大村家史料209-38
宝永2年9月9日	330		御用	大村家史料209-39
宝永3年7月23日		50	若殿様御用	大村家史料209-66
宝永3年8月27日	55		若殿様江戸御急用御登	大村家史料209-65
宝永3年9月16日	200		御用	大村家史料209-17
宝永4年正月4日	60		御用	大村家史料209-32
宝永4年4月11日	70		御隠居銀	大村家史料209-24
宝永4年5月24日	30		江戸御入用	大村家史料209-40
宝永4年9月18日	100		御城附米5,000俵代	大村家史料209-7
合 計	1,125	50		

このうち、宝永元(1704)年9月2日に借り入れた銀280貫目は、年5部の利息で、翌宝永2年から毎年御蔵方から1,500俵、出納方から4,000俵、合計5,500俵を大坂の米値段の平均で精算して元利を返済するというものであったが、翌宝永2年9月9日に年5部の利息で借り入れた銀330貫目は、前年に借り入れた銀280貫目の元利返済が終わった次の年から返済することになっていた。

このように、この時期、大村藩は毎年250貫目を超える借銀を深沢家から行っているのであるが、宝永2年の借銀が最初からその返済時期を明らかにしていないことからわかるように、これらの借銀は十分な返済の見通しがあって借り入れられたものではなかった。そのため、そのほとんどが約束どおり返済されず、宝永4年9月18日の出銀を最後に深沢家は新たな出銀を拒否したと思われる。

こうした事態に対処するため、宝永5年(1708)5月9日、大村藩は、次の史料のように、宝永元年9月2日から宝永4年9月18日までの深沢家からの借銀を一括して銀1,000貫目の借銀とし、この銀1,000貫目を返済するまで、毎年利息として下鈴田・黒丸・竹松・福重・皆同・今留<sup>(番)</sup>・松原・千綿の8ヶ村から1村につき250俵ずつ<sup>(34)</sup>合計2,000俵を深沢家に渡す

(34) 「覚」大村家史料209-10。





之千俵二相加可申候、右之通代官方江も申付候、御借銀満シ不申候内如何様之儀有之候  
共致相違間敷候、為後日証文如件

宝永五戊子五月九日 沢嶋七郎左衛門印  
雄城段右衛門印  
村川六大夫印  
根岸六右衛門印

深沢儀太夫殿<sup>(37)</sup>

ところで、元禄期における大村藩の深沢家からの借銀は銀1,000貫目を超えていたと思われるが、宝永期の深沢家からの借り入れ状況からみて、その借銀が返済されたとは考えられず、またその後の史料にもみえないことから、おそらくこのとき破棄されたものと考えられる。

深沢家からの借財整理が行われた4ヶ月後の宝永5年(1708)9月、天和2年(1682)に出納増減奉行に就任して以来、大村藩の財政を担当してきた根岸六郎左衛門が隠居を命じられている<sup>(38)</sup>。根岸六郎左衛門は、同年2月に「及極老、就中歩行不自由」として家老職を許され家老末座となっていたが<sup>(39)</sup>、「深沢一家二罷成取遣り之相談、且又大阪仕繰彼是心二不相叶」とあるように、このときの借銀整理が藩主純尹の意に沿わなかったのである。また、深沢儀太夫の娘を妻としていた根岸六右衛門も「役儀不相応」として召し放たれ、「外様番頭并」に申し付けられている<sup>(40)</sup>。

## 5．大坂銀主への依存と家臣の負担強化

純尹襲封後の財政危機は、深沢家への借銀返済計画を策定し、深沢家から新たな借銀ができるようになったことでなんとか回避されることになった。しかし、宝永6年(1709)、宝永7年(1710)の江戸での経費は、表10のように純尹の異母弟で純尹の養嗣子となった伊織(純庸)や純長の妾で純庸の母である円了院のための経費も含めて、宝永6年が銀528貫目余、宝永7年が572貫目余にのぼっていた。

このため、宝永7年(1710)5月には、深沢家から銀210貫目を年1割の利息で借り入れ、元銀を返済するまで毎年銀21貫目ずつ、両波佐見村からの年貢米1,200俵をもって返済することとしている。この証文の奥書には元締役の喜多助右衛門・小佐々源兵衛と助松屋三郎太郎代治兵衛が署名し、「右之対談二者我々も立合永々相違無之訳申談候上八、万一及相違候八、拙者共が急度願上相渡可申候」と記されているが、これは、「一切之御物成大坂助松屋

(37) 「覚」大村家史料209-18。

(38) 『九葉実禄』第1冊140頁。

(39) 『九葉実禄』第1冊139頁。

(40) 『九葉実禄』第1冊140頁。

表10 宝永6年(1709)～同8年の江戸入用

年	月	表入目	円了院殿方	伊織殿方	合計
宝永6年	正月～4月	貫 匁分厘 193.227.9.8	貫 匁分厘 34.313.3.3	貫 19.	貫 匁分厘 226.561.3.1
	5月～12月	189.998.4.1	55.686.6.6	56.	301.685.0.7
	合計				528.246.3.8
宝永7年	正月～3月	62.738.2.3	25.137.2.2	15.	102.875.4.5
	4月～12月	346.300.9.4	64.863.7.7	58.	469.164.7.1
	合計				572.40.1.6
宝永8年	正月～4月	103.887.3.0	30.	21.	154.887.3

【注】「卯ノ年中江戸入用」(彦右衛門文書112-15)より作成。

三郎太郎江請取御用相勤候」とあるように、大村藩の年貢米はすべて助松屋が引き受けることになっていたことから、深沢家への年貢米1,200俵をその対象から除き、深沢家への返済を保証することを確認するものであった<sup>(41)</sup>。

同年秋、家老の大村五郎兵衛と元締役の小佐々源兵衛が大坂に上り、助松屋に出銀を依頼したが、助松屋は「大分之御問故御繰合難致」と出銀を拒否した。このため、両人は江戸に上って藩主純尹と協議し、翌正徳元年(1711)の1年間、家臣に対しこれまでの3部に加えて5厘の増役目を申し付けている。困窮した家臣に増役目を賦課することは純尹の意に沿うものではなかったが、「介松屋請合不申候得者忽差問候付、無御扱被仰出候」とあるように、助松屋の出銀がなくては藩財政が破綻するためやむをえず実施されたのである<sup>(42)</sup>。

正徳元年12月21日には、「頃年御勝手方御差問(中略)江戸御供之者共へ御定二相渡候御合力并御返シ物之外少シニ而も拝借等可被仰付様無之候条、分限相応二而取続相勤」<sup>(43)</sup>と、財政難のため参勤御供の者に規定以上の支援はできない旨を達し、翌正徳2年8月には、「自今役目ヲ納メサルモノ采地ヲ廩米トナス」<sup>(44)</sup>と、役目を納めない家臣の采地を蔵米とすることを達している。

それまでのように深沢家に頼ることができなくなった大村藩は、助松屋への依存を強めざるをえなかったのであるが、助松屋主導の財政運営は、家臣の負担強化をもたらすことになったのである。

正徳5年(1715)10月22日、第6代藩主純庸は、元締役雄城弾右衛門・根岸六郎右衛門・喜島助右衛門に次のように達し、それまでの深沢三家に依存する財政運営から脱却するように命じている。

(41) 「預り申銀子之事」大村家209-11。

(42) 『九葉実禄』第1冊148頁。

(43) 『九葉実禄』第1冊156頁。

(44) 『九葉実禄』第1冊157頁。



## 申渡趣

一三十年以来段々不勝手二付本ノ役御先々代ノ被仰付候得共年々内証全困窮、御参勤可相滞沙汰折々有之、扨例年親子之間及難儀候事而已申扱、其時節々々深沢三家二相頼一旦之場を救候付而深沢三家致超過、少し人たるへき者者彼之一族二成、ひちをはり礼を忘れ、剰代々申渡趣より八彼三家之威を全吹調、其続之外一日を送りかたき者有之候、偏二本ノ方当分之働を以自分之威をふるうことく相見候所二此節何も肝要之了簡を相極、家相続之儀申談候迄右之曇相晴、下々会得之様互二可仕節二候、依之別紙申合候掟差出候事

未十月廿二日

伊勢

雄城弾右衛門との

根岸六郎右衛門との

喜島助右衛門との<sup>(45)</sup>

同年暮れには、宝永5年(1728)の借銀整理後に深沢家から借り入れた借銀が返済できなくなったため、銀1,370貫目は利息のみを支払い、残りの借銀(享保3年時点での残銀342貫500目)についてのみ元利の返済を行うという借銀整理を行っている<sup>(46)</sup>。宝永5年の銀1,000貫目に加えてさらに銀370貫目が利息のみの支払いとなっているのである。

享保3年(1718)5月3日、「宝永四年以往九年間ノ出納会計」が完成した<sup>(47)</sup>。借銀返済の方法について意見を求められた惣馬廻中・者頭中・御城代中は、同月13日に「寄合吟味仕候得共、決而御返弁之了簡無御座候」「知行之儀何分二も可被仰付」と答えている<sup>(48)</sup>。

2日後の同月15日、藩主純庸は、惣馬廻中・者頭中・御城代中に対し、「何も了簡之儀委細二申聞度儀於有之者、村部源五右衛門・片山仲右衛門・田川半内江可申談候、書付を以差出度儀者、右三人其外原典女・村津竹林・山口清八等江割印を以可相渡候、此節之儀縦了簡違之儀有之候共曾而相咎不申、尤之儀者相用候了簡二候間、何茂可得其意候事」と、改めて意見を求めている<sup>(49)</sup>。

純庸が、このように家臣に意見を求めたのは、「段々大問之上、我等江差凶之儀家老中相願候付、此上心当茂無之」状態にあったからであったが、「四年已前内証繰合之儀役人中立合、当戌ノ年迄二成就申候積り二相定、堅不相破候様二申聞候」と、享保3年までに財政の健全化を達成する方針を立てていたにもかかわらず、「無余儀事二者可有之候得共、矩二不合銀高遣越相見候付而、助右衛門江戸くり合之帳面等之儀も可相改与存去暮も申越候得共、明細成帳面茂不差越体二候」とあるように、規定外の支出があつて調査を行おうとしても詳細な帳面が提出されないなど、江戸での財政運営がきわめてずさんな状態にあったからであ

(45) 『九葉実録』第1冊177頁。

(46) 「御借銀年賦證文」大村家史料209-52。

(47)(48) 『九葉実録』第1冊204頁。

(49)(50) 『九葉実録』第1冊205頁。

る<sup>(50)</sup>。

享保3年(1718)12月15日、大村藩は深沢家からの借銀について、表11・表12のような整理を行っている。大村藩は正徳5年(1715)に、借銀のうち銀1,370貫目は利息のみを支払い、残りの借銀(享保3年時点での残銀342貫500目)のみ返済を行うという形で借銀整理を行っていたが、享保3年になって利息のみ支払っていた銀1,370貫目の正月から6月まで6ヶ月間の利息を支払うことができなくなったのである。そのため、この利息とこの利息を借り入

表11 享保3年(1718)借銀(返済予定分)の内訳

借銀(新銀)	項 目
貫 匁 24.660	未(正徳5年)暮新借利, 未(正徳5年)暮御借銀四ツ宝銀1,370貫目, 戌(享保3年)正月より同6月迄6ヶ月分の利銀
2.367	上の利銀
102.500	酉(享保2年)暮新借
15.974	上の利銀, 月1部, 13ヶ月分
105.201	酉(享保2年)暮御米登り渡し
16.411	上の利銀, 月1部2厘, 13ヶ月分
32.980	江戸御賄銀, 戌(享保3年)正月より同3月迄大坂仕出銀
4.706	上の利銀, 右段々銀出月より12月迄ノ分
37.500	戌(享保3年)盆払銀, 田嶋千太郎方大坂二而繰合出候銀
3.625	上の利銀, 戌(享保3年)6月より同12月迄, 閏共に8ヶ月分
72.500	戌(享保3年)夏新借, 浅井弥次兵衛長崎二而繰合出ス四ツ宝銀290貫目分
7.540	上の利銀, 月1部3厘, 6月より12月迄, 閏共ニ8ヶ月分
425.964	合 計

【注】「御借銀年賦證文」(大村家史料209-52)より作成。

表12 享保3年(1718)借銀(据え置き分)の内訳

借銀(新銀)	項 目
貫 匁 50.000	寅(宝永7年)春借元, 助松屋三郎太郎方仕送加入銀
8.000	辰(正徳2年)春借元, 出納方より肝煎差出候銀
342.500	未(正徳5年)暮借元, 年々引合残銀
25.000	申(享保元年)夏借元, 申夏御賄銀
12.600	酉(享保2年)秋借元, 江戸大風二付御修復銀
438.100	合 計

【注】「当分金銀御借居證文」(大村家史料209-60)より作成。

れた利息に享保2年暮れから享保3年までの借銀を加えた銀425貫余の返済を、毎年両波佐見村・宮村の2,000石からの年貢米3,000俵で返済することとし、それまで返済を行っていた借銀の享保3年の残高銀342貫500目と宝永7年から享保2年秋までの借銀を合わせた銀438貫目余は、さきの銀425貫目余の返済が終わるまで返済を停止することにしたのである。

この時点での大村藩の深沢家からの借銀は、正徳5年以降利息のみを支払うことになっていた銀1,370貫目、享保3年から返済を行うことになった銀425貫目余、その返済が終わるまで返済を停止した銀438貫目の合計銀2,233貫目余となった。しかし、利息のみを支払うことになっていた銀1,370貫目については、この借財整理において具体的な言及はなく、その後も利息の支払いが行われたかどうかは不明である。

こうした借財整理を行う一方、「増役目被仰付、御繰合相極、音門快酔大坂江罷参、助松屋と相談、助松屋も御至極尤二落着候而并御仕送請込申候、江戸御帳面切詰候上二も御参府以後弥厳密二被仰付、諸色高直之節二候得共御帳面御定之内かど二引込申候、則江戸増減御帳面有之候<sup>(51)</sup>とあるように、大村藩は家臣の役目を増して財政計画を立て、元締役音門快酔が大坂に登って助松屋と交渉を行った結果、助松屋もこれを了承して江戸への仕送りを引き受けることになり、江戸での支出削減も行われることになって、大村藩の藩財政はなんとか再建の目途をつけることができるようになったのである<sup>(52)</sup>。

しかし、翌享保4年(1719)になると前年に幕府が実施した貨幣政策のため藩財政は大きな影響を受けることになった。享保3年閏10月、幕府は新金銀通用令を布告し、同年11月から新金銀建てで取引を行うように命じるとともに、新旧の銀の引き替えは、慶長銀・新銀10貫目につき、元禄銀は2割半増、宝字銀は6割半増、永字銀は10割増、3ツ宝銀は15割増、4ツ宝銀は30割増とし、享保7年までの5ヶ年で行うように命じた。このため、「諸色八高直、米八不相応二下直有之二付、忽御取続可被遊様無御座<sup>(53)</sup>状態となったのである。

こうした事態をうけて、享保4年4月25日、家老・元締役はじめ諸役人は、「家中一円御蔵米二被召成、只今迄取来候地方知行請地二被仰付被下置候様二奉願候」と、地方知行を廃止して蔵米知行を実施するように願い出た。「高部之役目被召上候も本高之御蔵米被下置候所、世上之聞江も宜有御座と奉存候<sup>(54)</sup>とあるように、高率の役目を賦課するよりも蔵米制を採用する方が理解が得やすいと考えられたのである。

これをうけて純庸は、翌26日、「家中知行之儀勤功を以前々も取来候処、我等代二至り蔵米申付候儀無是非儀二候得共、外二助力之思慮も無之時節之旨二候得者、各了簡之通相任候間、蔵米可被申付候<sup>(55)</sup>と、地方知行を廃止して蔵米知行を実施することを達し、「尤繰合

(51) 『九葉実録』第1冊222頁。

(52) 翌享保4年4月19日、一連の財政改革を担当した元締役音門快酔は藩主から賞されている(『九葉実録』第1冊221頁)。

(53) 『九葉実録』第1冊223頁。

(54) 『大村見聞集』1010頁。

(55) 『九葉実録』第1冊221頁。

成就以後、知行之儀地方二而只今迄之通可差返候」と、藩財政の改善後は地方知行へ復すことを達している。

5月3日には蔵米制の具体的な内容を達し、家臣への支給額をもとの知行高の3ツ5部(35%)としている。ただし、通常の蔵米は「通用枧」を使用するのに対し、今回は以前使用していた「納枧」を使用するので、実際は3ツ8分8厘(38.8%)となった。また、知行地は直請として預けられるので、蔵入と同様高1石につき1斗のほか夫穀米を納めるように命じている<sup>(56)</sup>。

幕府の通貨政策によって生じた財政危機に対応するため、大村藩は家臣の負担をこれまで以上に強化し、大量の年貢米を大坂に送ることによって藩財政を維持しようとしたのである。

## 6. 深沢家の衰退と大村藩財政

享保8年(1723)2月、大村藩は、次の史料のように江戸からの帰国費用が手当てできなくなったため、第5代深沢儀太夫勝昌から銀50貫を借り入れている。大坂や江戸の商人から借り入れることができず、家臣にも賦課することができなかった大村藩は、深沢家に頼るしかなかったのである。

### 証文

#### 一新銀五拾貫目定

右者御上御繰合御差問被遊候、殊二御下り御道中銀之御心当迄不被遊御座候付而其方江相頼申付、他借才覚を以銀五拾貫目御用達差上候処明白実正也、右返済之儀当十月限村々当納御米両川棚・千綿村二而米四千六百俵相渡可申候、米直段何方二而も其節之相場二相払米代銀を以銀主約束之通本証文前当十月限二元利合銀五拾九貫目返済可被致候、尤村方米之儀者役方江無届二村代官手代より直二請取其方心儘二支配可被致候、毛頭証文二相違致間敷候、為慥別紙証文村代官手代郡奉行朝山文左衛門奥判を以差出候、為後日証文如件

享保八年卯二月

大村勘解由印

針尾九左 衛門印

大村弥五左衛門印

深沢儀太夫殿<sup>(57)</sup>

しかし、この銀50貫目は、「他借才覚を以」とあるように、深沢儀太夫勝昌が他から借り入れて大村藩に用立てたものであり、深沢家に資金的な余裕がなくなっていたことを示して

(56) 『九葉実録』第1冊222頁。

(57) 「証文」大村家史料209-42。

いる。すでにみたように、大村藩の深沢家からの借銀は、宝永5年(1708)、正徳5年(1715)、享保3年(1718)と、返済が滞るたびに借銀整理が行われ、大村藩の返済を軽減する形で返済方法が見直されていたが、これは深沢家の経営を大きく圧迫し、深沢家から資金的な余裕を奪っていったのである。

翌享保9年(1724)には勝昌と田島儀左衛門幸層(深沢与五郎幸可の子)からそれぞれ銀250貫目ずつ、合計銀500貫目を上納させ、その功としてそれぞれ知行500石を与えている<sup>(58)</sup>。このとき勝昌が実際を上納したのは、表13のように、享保7年の「才覚銀」の元利67貫目と知行500石の年貢米代銀10貫目を差し引いた銀173貫目で、「当辰ノ六月より来巳ノ五月迄段々才覚可被差出候、月割前方被相渡置候」<sup>(59)</sup>とあるように、享保9年6月から翌年5月まで毎月月割で納めることになっていた。

表13 享保9年(1724)6月深沢儀太夫出銀

銀	項目
貫目 250	深沢儀太夫出銀
55 12程	寅年(享保7年)依頼才覚銀都合 右之利銀大積
67	合計
183	残
10程	地方高500石物成代金 但、五五ツ三部四厘ニシテ米890俵之積
173	残 正味出銀

【注】「覚」(大村家史料209-35)より作成。

知行500石の拝領はきわめて名誉なことであったが、知行500石からの1年間の収入は、銀10貫目と見積もられているように、銀250貫目の1年間の利銀にもあたらぬ額であり、深沢家にとっては経済的な損失の方が大きかった。

こうしたなかで、享保12年(1727)12月、儀平次家の深沢太郎右衛門永興(儀平次重昌の子)が、不如意のため「本町宅江居住候而者万端及難儀候付森園家来所江罷越取続度」と、森園の家来のところに移ることを願い出た。これに対し藩は、「亡父儀平次段々御用二相立候」として永興に5人扶持を与え、「只今迄之宅長崎往来之駅場二而連々御用二相立候間、内外破却無之様一家中より年々修理可取繕」と達している<sup>(60)</sup>。

享保16年(1731)9月には、第5代深沢儀太夫勝昌が、「近年内証不勝手二罷成、御本陣修

(58) 『九葉実録』第2冊9頁。

(59) 「覚」大村家史料209-35。

(60) 『九葉実録』第2冊7頁。

理等之儀難仕候付差上度」と、本陣役を辞することを願い出ている<sup>(61)</sup>。これに対し藩は、「願之通被仰付候而者深沢家及断絶候儀無本意」と、「先祖御用二相立候勤功を以」、子の浅井金五郎（勝豊）に50人扶持と深沢の名字を与え、金五郎が成長するまで一族の尾道勇右衛門と浅井新左衛門が後見して本陣役を勤めるように命じている<sup>(62)</sup>。

翌享保17年8月には、本家をしのぐほどの力を有していた田島儀左衛門幸層の弟でその跡を継いでいた与五郎幸曹に対し、祖父以来御用銀を差し出し、当年の飢饉に際しても出銀を命じたので、「家業之繰合も成兼可申候」と、「江ノ嶋一嶋之物成、諸上納一切、鯨運上、民家迄」の支配を命じている<sup>(63)</sup>。

このように享保10年代に入ると、それまで大村藩を財政的に支えてきた深沢家は、一転して藩の庇護を受けなければならなくなっているのである。捕鯨業は大きな利益を上げることができたが、冬の捕鯨の季節に数百人もの人を雇用するため大量の資金が必要であった。しかし、深沢家は大村藩に大量の資金を貸し付け、そのほとんどが回収できなくなっており、しかもこうした状況のなかで大村藩のために他から借銀を行うなど、無理な資金繰りを強いられため経営が行き詰まったのである。

深沢三家の衰退によって深沢家からの借銀ができなくなったため、享保12年6月22日には、元締役村部源五右衛門が大坂において「便益ヲ議シ」、池田屋長兵衛と議論して世間を騒がせたとして処罰され<sup>(64)</sup>、翌享保13年6月22日には、前年秋に元締役に任命された石川市右衛門が、「御勝手方熟談於大坂幾重二も可仕之処いつれを申談候儀も無之、此方二而何之手当も無之儀存なから罷下」<sup>(65)</sup>ったとして切腹に処せられるなど、大村藩の財政運営は混迷状態に陥ることになるのである。

## おわりに

以上、本論で述べてきたことを簡単に要約しておきたい。

藩財政成立期の大村藩は長崎借銀が重要な機能を果たしていたが、慶安期(1648～52)以降は大坂の比重が増加して、長崎市場は大坂市場の補完的存在となっていた。

寛文・延宝期(1661～81)には領内の捕鯨業者である深沢家からの借銀がはじまるが、まだこの時期の主な借銀先は長崎・大坂・京都であり、深沢家からの借銀はこれを補完するものであった。しかし、貞享期(1684～88)になると深沢家からの借銀が増え始め、大坂では有力両替商の助松屋が大村藩の掛屋を勤めるようになり、元禄期(1688～1704)の大村藩財政は深沢家と助松屋が支えるようになる。

(61) 『九葉実録』第2冊23頁、「覚」大村家史料209-1。

(62) 「覚」大村家史料209-1。

(63) 『九葉実録』第2冊34頁。

(64) 『九葉実録』第2冊5頁。

(65) 『九葉実録』第2冊9頁。

深沢家からの借銀はその後増加しつづけ、回収の見通しが得られなくなった深沢家は、宝永4年(1707)、第4代藩主純長の死を機に出銀を拒否し、その一方で大坂の金融市場が収縮したため、助松屋の資金繰りが困難になり、大村藩は財政危機に陥るが、深沢家への借銀返済計画を策定し、深沢家から新たな資金を引き出すことによって危機を克服する。

しかし、それまでのように全面的に深沢家に依存することができなくなった大村藩は、助松屋への依存を強めることになり、助松屋主導の財政運営は家臣の負担を増大させ、享保3年(1718)の幕府の貨幣改鋳は大村藩の財政をさらに厳しい状況に追い込むことになるのである。

こうした状況のなかで、他から借銀することができず、家臣の負担を強化することもできなかった大村藩は、深沢家に依存せざるえなくなっていくが、すでに深沢家は資金的な余裕をなくしており、享保10年代には一転して藩の庇護を受けなければならなくなるのである。深沢家の衰退によって、深沢家から借銀ができなくなった大村藩の財政運営も混迷状態に陥るのである。